

令和5年7月8日～10日の大雨による災害支援制度一覧

制度名称	罹(り)災証明書の交付	被災証明書の交付	日本赤十字社からの見舞金・救援物資支給	市県民税の減免
支援の種類	交付	交付	見舞金・見舞品	減免
支援の内容	◎住宅が損壊する被害を受けた場合に、被害状況の調査に基づいて被害の程度を認定する証明書を交付（申請の受付時に申し出があった送付先へ原則郵送にて交付します。）	◎自然災害による物件等の被害について写真等で確認し、被災者から被災の届け出があった旨を証明する証明書を交付します。 火災保険等の請求の際に提出する証明書です。	①見舞金（1世帯10,000円）の支給 ②災害救援物資（毛布、バスタオル、救急セット）の支給	◎市民税の減免（損害程度・所得金額に応じて1/8～全部の割合） ◎被害を受けた日以降に納期限が到来するもの（未納付分のみ）で、当該年度に課税された税額を減免する
対象となる方	◎住家に被害を受けた方	◎被害程度の判定が必要のない住家の被害や、店舗、事務所等の事業を用途として使用している建物または住家や事務所等の建物と一体として使用している車庫や物置、看板等の工作物等に被害を受けた方	①対象：家屋に全壊、流失、全焼の被害を受けた方 ②対象：家屋に全壊、流失、全焼、半壊、半焼、床上浸水の被害を受けた方	◎市県民税の納税義務者で、建物・家財に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方
備考	◎本人確認書類や被災状況がわかる写真などが必要手数料無料	◎本人確認書類や被災状況がわかる写真などが必要。手数料無料。	①・②：非住家には適用しない	◎事情を明らかにする書類が必要（罹災証明書、損害保険等の支払額証明等）
問い合わせ先	税務課 資産税係 ☎0952-37-0114 防災危機管理課防災係 ☎0952-37-0104（申請）	防災危機管理課 防災係 ☎0952-37-0104	神崎市社会福祉協議会 ☎0952-59-2227	税務課 市民税係 ☎0952-37-0114

制度名称	市県民税（所得税）の雑損控除	後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免又は支払猶予	国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予	国民年金保険料の免除
支援の種類	軽減	減免又は支払猶予	減免及び納付猶予	免除
支援の内容	◎税申告を行うことで一定の金額の所得控除を受けることができる	◎後期高齢者医療保険の被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた際、を受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）に応じて、後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免・免除もしくは徴収猶予を受けられる場合があります。 ◎を受けた損害の金額がその住宅又は家財の価格の2割以上3割未満 ⇒ 徴収猶予 ◎を受けた損害の金額がその住宅又は家財の価格の3割以上 ⇒ 減額又は免除	◎医療機関等窓口で支払う一部負担金について、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡、心身に障害を受けたとき、若しくは資産に重大な損害を受けたとき、を受けた損害の割合（保険金、損害賠償金等により補填が行われた場合、損害の程度に相当する額から補填額を控除する）に応じて、一旦徴収猶予を行い、そのうえで減免できる場合があります。	◎震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者、世帯主、配偶者又は被保険者、世帯主若しくは配偶者の属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財、その他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補填された金額を除く。）がその価格の2分の1以上の損害を受けたときは、申請して承認されると国民年金保険料が全額免除になります。
対象となる方	◎市県民税（所得税）の納税義務者で、建物・家財等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方	◎後期後期高齢者医療の被保険者又はその属する世帯の世帯主	◎一部負担金の支払義務を負う、一定規模以上の被害を受けた世帯主または世帯員	◎国民年金第1号被保険者
備考	◎事情を明らかにする書類が必要（罹災証明書、損害保険等の支払額証明等）	◎罹災証明書、損害保険等の支払額証明（損害保険等の支払いを受けた場合） 注）前年中の世帯の合計所得が1,000万円を超える場合は、適用されません。	◎罹災証明書、損害保険等の支払額証明（損害保険等の支払いを受けた場合）が必要	◎被災状況届（日本年金機構様式）・罹災証明書・身分証明書・損害保険等の支払額証明書（損害保険等の支払いを受けた場合）が必要 注）免除が承認された期間は、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、保険料を全額納めた時に比べて2分の1の参入になり、結果年金額が少なくなります。
問い合わせ先	税務課 市民税係 ☎0952-37-0114	市民課 後期高齢年金係 ☎0952-37-0115	市民課 国保医療係 ☎0952-37-0115	市民課 後期高齢年金係 ☎0952-37-0115

制度名称	被災ごみの処理手数料の減免	介護保険の減免	市税（国民健康保険税を含む）の徴収猶予	災害見舞金等の支給
支援の種類	減免	保険料・利用者負担額の減免	徴収猶予	見舞金等
支援の内容	◎自然災害及び住宅火災（事業所を除く）によって発生したごみを被災者自らまたは許可業者に依頼して処理場に搬入される場合の処理手数料を減免するもの。 ※事前の申請が必要です。 ※被災証明（写しでも可）または罹災証明（写しでも可）が必要 ※産業廃棄物は対象となりません。	◎介護保険料及び介護サービス費用の利用者負担額を一定の損害割合に応じて減免	◎原則1年以内の期間に限り徴収猶予	①住家の全焼、全壊、全流失の被害を受けた世帯…1世帯当たり 100,000円 ②住家の半焼、半壊、半流失、床上浸水の被害を受けた世帯…1世帯当たり 50,000円 ③火災、洪水、地震、暴風雨等のため、死亡者を出した世帯…死亡した者1人当たり 100,000円 ④主として生計を維持している者が負傷し、1月以上入院を要する世帯…1世帯当たり 30,000円
対象となる方	◎被災された方	◎被災され、住宅、家財又はその他財産に著しい損害を受けられた方のうち、一定の要件（損害の割合が10分の3以上等）を満たす方 ※世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下	◎市税の納税義務者で、土地・建物等の被災により市税を一時に納付することができない方	①火災のため、住家の全焼、半焼の被害を受けた世帯 ②洪水、地震、暴風雨等のため、住家の全壊、半壊、全流失、半流失、床上浸水の被害を受けた世帯 ③火災、洪水、地震、暴風雨等のため死亡者を出した世帯 ④火災、洪水、地震、暴風雨等のため、主として生計を維持している者が負傷し、1月以上入院を要する世帯
備考	◎本制度は脊振共同塵芥処理組合の制度です。 ※被災証明・罹災証明の他に生活環境推進課への被害状況報告で減免を受けることができます。また、事業系のごみの一部についても対象となります。	◎罹災証明書、加入保険からの補填金額がわかるもの等（写し可）が必要	◎災害などの事実を証明する書類（罹災証明など）、財産収支状況書、財産目録、収支の明細書などが必要	【対象外】 ①本市に住所を有しない者 ②災害を受けたものが法人又は団体であるとき ③神崎市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給を受ける者 ④被災者生活再建法による支援金又は佐賀県被災者生活再建支援金の支給を受ける者
問い合わせ先	生活環境推進課 生活環境係 ☎0952-37-0112 脊振広域クリーンセンター ☎0952-51-9010	佐賀中部広域連合 業務課 賦課収納係 ☎0952-40-1135（申請） 給付課 給付係 ☎0952-40-1134	税務課 納税2係 ☎0952-37-0114	福祉課 地域福祉係 電話0952-37-0110

制度名称	固定資産税の減免	国民健康保険税の減免	公共下水道受益者負担金・浄化槽分担金の減免	就学援助制度（小中学校）
支援の種類	減免	減免	減免	扶助費
支援の内容	◎土地・家屋、償却資産の減免(被害程度により4/10~全部の割合) ◎被害を受けた日以降に納期限が到来するもの(未納付分のみ)で、当該年度に課税された税額を減免する	◎国民健康保険税の減免（損害程度・所得金額等に応じて1/8~全部の割合） ◎被害を受けた日以降に納期限が到来するもの(未納付分のみ)で、当該年度に課税された税額を減免する	◎状況に応じ市長が定める率	◎災害により、家屋等に甚大な被害を受け、生計の維持が著しく困難になった児童・生徒の保護者に、学用品費・給食費等の援助を行う。
対象となる方	◎固定資産税納税義務者で、土地、建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方	◎国民健康保険税の納税義務者で、土地・建物等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方	◎被災された方	◎土地、建物等に被害を受け、生計の維持が著しく困難となった方
備考	—	◎事情を明らかにする書類が必要（罹災証明書、損害保険等の支払額証明等）	◎罹災証明（写しでも可）が必要	◎事情を明らかにする書類が必要（罹災証明書、被災後の収入が確認できるもの）
問い合わせ先	税務課 資産税係 ☎0952-37-0114	税務課 市民税係 ☎0952-37-0114	下水道課 管理係 ☎0952-37-0105	学校教育総務課 教育総務係 ☎0952-37-3591